

独立行政法人国立文化財機構研究職員研修規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則第37条第4項の規定に基づき命じる研究職員の研修に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(研究職員の研修)

第2条 研究職員は、研究等の支障とならない範囲において、自らの研究等に関連する研修を、自らの発意により行うことができるものとする。

(研修の承認)

第3条 自らの発意により研修を行う場合は、研修承認申請書(別紙1)により理事長の承認を得なければならない。

2 前項に定める研修の承認は、原則として研修を行う1又は連続する複数の日についてその都度得るものとする。ただし、一定の期間において定期的に行う研修の場合は、当該期間について一括して承認を得ることができる。

(研修期間)

第4条 国外で研修に従事する場合は、2年を限度とする。ただし、理事長が認めた場合は期間の延長をすることができる。

2 前項の研修の期間は、通算して4年を限度とする。

(給与)

第5条 研修期間中は、研修先において給与(これに相当する給付を含む。)を受けてはならない。

(旅費)

第6条 相当の遠隔地で行う研修の場合で、旅費及び滞在費を必要とする場合には、その一部又は全部について、館外等からの助成を受けて行うことができる。

(報告)

第7条 研修が終了した場合は、研修報告書(別紙2)により報告することとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

(別紙1)

研 修 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

理事長 殿

このたび下記のとおり研修しますので承認願います。

記

1. 職名・氏名

2. 研修先

3. 目 的

4. 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5. 旅費の出所

旅 費

滞在費

6. 研修内容・効果等

7. 研修中における本人以外連絡先等

住 所

氏 名

8. 備 考

※ その他、招へいや研修内容等を示す書類を添付のこと。

(別紙2)

研 修 報 告 書

令和 年 月 日

理事長 殿

職名・氏名

下記のとおり研修の報告をいたします。

記

1. 研修期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 研修先

3. 研修内容 (具体的に)